

入 札 説 明 書

令和 8 年度 下水道耐震化解析業務

令和 8 年 5 月

三 郷 町

入 札 説 明 書

入札公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第 2 に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争入札参加資格確認時点から開札の日までの間において、三郷町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」といいます。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」といいます。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受け場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 三郷町電子入札システム（以下「電子入札システム」といいます。）で利用可能な電子証明書を取得し、電子入札利用者登録を完了していること。

2 電子入札参加申込書の作成・提出

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 電子入札参加申込書は様式 S0 により作成してください。
- (3) 電子入札参加申込書については、電子入札システムにより提出してください。

なお、三郷町電子入札システムの稼働時間は、休日を除く月曜日から金曜日までの、午前 8 時 30 分から午後 8 時までです。（提出期日 令和 8 年 5 月 28 日 午後 5 時）

3 競争入札参加資格確認申請書の確認

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

この業務の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）並びに添付書類を次の表により提出してください。

対象書類	・ 競争入札参加資格確認申請書（様式 S1） ・ 業務実績報告書（様式 S2） 【必要に応じ、業務履行証明書（様式 S2-2）】 ・ 配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式 S4）
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参
提出先	入札公告第 3 に記載のとおり

作成・提出にかかる費用	申請者負担
-------------	-------

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

競争入札参加資格確認申請書等は、下記のとおりとし、次に従い作成してください。

ア 建設コンサルタント業務の参加資格等を記載した書面

入札公告第 2 の 1 に掲げる資格について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日号外建設省告示第 717 号）第 2 条に基づく登録年月日及び登録番号、入札参加有資格者名簿の登録部門を様式 S1 に記載してください。

イ 業務実績報告書

入札公告第 2 の 3 に掲げる資格があることが判断できる実績を 1 件以上、様式 S2 に記載してください。その業務実績を確認する資料として、当該業務が TECRIS に登録されている場合は、完了登録業務カルテ受領書等を添付してください。登録されていない場合は、記載した業務の履行実績が確認できる契約書、設計書又は仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。これらによることができない場合は、業務の内容が確認できる業務履行証明書（様式 S2-2）を添付してください。

ウ 配置予定技術者の資格等に関する報告書

入札公告第 2 の 4 に掲げる資格等があることを示す書面を様式 S4 により作成してください。その内容を確認できる資料として、資格等を証明する書面の写し等及び直接的な雇用関係を証明する書面（健康保険証の写し等）を添付してください。なお、管理技術者については、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係（代表者可）にある者であること。また、この様式で提出する配置予定技術者は、技術提案書様式 1-2、様式 1-3 及び様式 1-4 で提出した配置予定技術者と同じ技術者でなければなりません。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

(4) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

4 技術提案書に関する事項

(1) 業務の実施方針等の技術提案に関する事項を評価項目とし、具体的には次のとおりです。

配置予定技術者（企業）の経験及び能力

配置予定技術者の資格要件・専門技術力・専任制及び企業の情報収集力について評価します。

(2) 評価の基準

評価基準及び配点は別添-1 のとおり。

(3) 技術提案書の提出者に対する適否の通知

技術提案書の適否の審査結果については、入札公告第 3 に記載の期日までに電子入札システムにより通知します。

(4) 技術提案書の適否に対する理由の説明

入札参加を認めない旨の通知を受けた者は、入札公告第 3 に記載の期日までに入札公告第 3 に記載の場所へ書面を提出することにより、その理由について説明を求めることができます。

(5) (4) による書面の提出があったときは、入札公告第 3 に記載の期日までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 技術提案書の作成等

- (1) 作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。
 - (2) 技術提案書は様式 1-1 により作成してください。
 - (3) 配置予定技術者の経歴等について、様式 1-2、様式 1-3 及び様式 1-4 により作成してください。なお、様式 1-2 及び様式 1-4 は各 1 名、様式 1-3 については、複数名分（3 名まで）提出することができます。また、評価にあたっては、提出された予定担当技術者ごとに採点し、評価点の平均値を採用します。
- ア 技術者資格
- 別添-1 で指定する資格について記載の上、当該資格を有することを証明する書類（資格証の写し等）を添付してください。添付資料で確認できない場合は、資格を有すると認めません。
- イ 同種業務実績（業務執行技術力）（様式 1-2 及び様式 1-3 のみ）
- 平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに履行完了した別添-1 で指定する同種業務（国の機関、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体発注の業務に限ります）について、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を 3 件まで記載してください。なお、各実績には TECRIS 登録書の写しや、業務内容及び配置技術者が判断できる業務契約書の写し等、実績が的確に確認できる資料を添付してください。
- ウ 地域精通度①（様式 1-2 及び様式 1-3 のみ）
- 平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに履行完了した、三郷町内での業務実績について、1 件記載してください。なお、実績には TECRIS 登録書の写しや、業務内容及び配置技術者が判断できる業務契約書の写し等、実績が的確に確認できる資料を添付してください。
- エ 地域精通度②（様式 1-5）
- 三郷町内又は奈良県内における本店・支店又は営業所の所在地について記載してください。
- オ 表彰の実績（様式 1-2 及び様式 1-3 のみ）
- 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に履行完了した業務（照査技術者としての実績は評価しません。）において、別添-1 で指定する表彰の実績の有無を記載してください。また、当該表彰を受けている場合は、表彰名及び表彰年月日を記載の上、表彰状の写し及び当該表彰を受けた業務に従事していたことが確認できる必要最低限の資料（TECRIS 完了登録業務カルテ受領書等の写し等）を添付してください。
- カ 手持ち業務の状況（様式 1-2 及び様式 1-3 のみ）
- 告示日の時点において担当している業務のうち、国の機関、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体発注で契約金額 500 万円以上の業務について記載してください。
- (4) 技術提案書に記載した配置予定技術者を変更及び追加することはできません。
 - (5) 技術提案書の作成にあたり、貸与資料はありません。
 - (6) その他
- ア 提出された技術提案書及びその添付書類（以下「技術提案書等」といいます。）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された技術提案書等は、返却しません。
- ウ 提出された技術提案書等の内容について、疑義がある場合は、必要に応じ技術提案書等の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

6 入札の手続

- (1) 電子入札システムにより提出してください。

ただし、やむを得ない事情で三郷町電子入札システムが利用できない場合は、入札情報公開システムに記載の「郵便入札の具体的説明」に基づき、郵便入札でも受付を行います。事前に「紙入札参加承認願」を入札参加申請書提出期限までにまちづくり推進課へ提出してください。また、入札書は郵便入札により提出してください。

電子入札及び郵便入札の両方で応札された場合は、無効となりますのでご注意ください。
- (2) くじをする場合に使用するくじ番号を電子入札システムにより提出してください。

- (3) 入札書は、電子入札システムにより入札書受付票が発行されたことをもって提出されたものとします。
- (4) 一度電子入札システムにより提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10/100 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載してください。
- (6) 競争入札参加資格確認申請書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を出して入札を辞退することができます。
なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合は、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。
- (7) 入札書に記載する金額は、技術提案書で提案した内容を反映していなければなりません。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第 2 に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した入札
- (5) 電子証明書を不正に使用した者の行った入札
- (6) 三郷町契約規則（平成 10 年 5 月三郷町規則第 9 号）第 8 条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (7) 本町により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第 2 に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (6) 郵便入札の記載に際し、三郷町ホームページ内の「入札情報」にあります「郵便入札の具体的説明」の 8 に該当する入札

9 落札者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。ただし、落札者の決定については、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定により、一時保留し、学識経験者の意見聴取を経て落札者を決定します。

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けている場合は、契約を締結しません。

11 技術者の配置

落札者は 3 の (2) のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。業務の実施に当たって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限ります。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。

12 問い合わせ先

三郷町役場 総務部 まちづくり推進課

〒636-8535 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号

TEL 0745-43-7313 (直通)

0745-73-2101 (334・333)

FAX 0745-73-6334